

香川県立中央病院 非常用発電機蓄電池交換業務 仕様書

1 修繕業務名称

非常用発電機蓄電池交換業務

2 業務場所

香川県立中央病院 2階 発電機室

3 業務概要

香川県立中央病院 2階発電機室に設置している非常用発電機について、設置から約13年間一度も蓄電池交換をしておらず、耐用年数が超過していることから非常時の発電に支障をきたすことが予想される。安全な稼働と予防保全を目的として、始動用蓄電池の交換を行うものである。

4 業務内容

- (1) 始動用蓄電池交換（古河電池(株)製 MSE-500×30）2組 全60個
- (2) 既設蓄電池撤去・新設蓄電池据付調整
- (3) 既設蓄電池処分
- (4) 自家発電試運転調整
- (5) 充電装置試験
- (6) 始動停止シーケンス試験
- (7) 無負荷運転試験
- (8) 同期運転試験
- (9) その他搬入・搬出作業

5 交換部品仕様・位置図

別紙1～3のとおり

6 履行期限

令和8年7月31日まで

7 留意事項

- (1) 業務にあたっては（一財）日本内燃力発電設備協会の自家用発電設備専門技術者の装置部門・据付工事部門・保全部門の業務区分の資格を有する者を配置すること。
- (2) 業務内容及び日程については、病院業務に支障が出ないように当院担当者と打ち合わせを十分に行うこと。
- (3) 業務が複数日にわたる場合、その日の作業終了時には、緊急時に非常用発電機が稼働できる状態にしておくこと。
- (4) 受託者は、本業務にあたっては、病院業務に支障を与えないよう、また建物・機械及び器具についてもこれに損傷をあたえないよう厳重な注意をもって行うものとする。

- (5) 受託者は、前記(4)の事項に関し、故意又は重大な過失により損害を与えた場合は、この損害の一切について弁償するものとする。
- (6) 受託者は、本工事にあたり、知り得た発注者の業務上の秘密については、これを他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- (7) 直流電源盤に協調した既設同様の蓄電池温度検出器に交換すること。
- (8) 自家発電試運転調整・充電装置試験・始動停止シーケンス試験・無負荷運転試験については、発電設備メーカーもしくはメーカー指定代理店のもと行うこと。
- (9) 保証期間は納入後1年間とし、通常の使用により故障が発生した場合は無償とする。
- (10) 本工事にて発生する撤去品及び残材等については、受託者に於いて無償で引き取り処分すること。
- (11) 作業報告書(成績書)及び取扱説明書を1部提出すること。また、操作方法等については当院担当者に口頭でも説明すること。